

赤い羽根共同募金
令和4年度「滋賀の町を良くするしくみ」助成事業
福祉関係施設等整備事業 取扱要領

1. 助成対象団体について

県内の各地域で社会福祉の推進に取り組む法人や団体、ボランティアグループ等の民間の団体で、県内に拠点をおき活動するものとし、特にその法人格は問わない。

ただし、社会福祉法人については、社会福祉充実計画を有する法人は対象外とする。

2. 助成対象事業について

(1) 課題解決に向けた取り組みを行う際に緊急的に必要であり、整備することで利用者の処遇向上につながる事業

- ア. 施設の増改築および改造、設備の整備、機器、什器備品、遊具の購入等
- イ. 車両の購入

申請の要件としては、原則として次の①から③のいずれかに該当することとする。

①概ね15年以上経過、または15万km以上走行した車両の更新

②新たに開始する事業に必要な車両

③事故等による廃車などにより緊急的に必要となる車両

※上記ア. 施設の増改築および改造、設備の整備については、その団体が所有する県内の施設、または相当期間の賃貸契約が結ばれている県内の施設とする。

(2) 対象外事業・費用については、次のとおりとする。

- ア. 事務用の機器、備品（パソコン、コピー機等）
- イ. 土地の取得、造成、外溝工事、または造園にかかる事業
- ウ. すでに着手している事業
- エ. 完了した事業の借入金返済に要する経費
- オ. 特別養護老人ホームが行う事業（原則、対象外とする。）

(3) 対象となる事業の総事業費が20万円以上の事業とする。

(4) 原則として、同一施設に対する連年助成となる場合は、上記(1)から(3)までの要件を満たす事業であっても助成対象外とする。

3. 助成額について

(1) 助成額は、対象事業費の2/3を助成するものとし、助成限度額は100万円とする。

(2) 特定の個人等から寄付がある場合は、その金額を除いたものを対象事業費とする。

4. 事業の実施について

助成対象事業は、助成決定通知日（令和4年9月予定）以降の事業着手とし、令和6年3月31日までに完了するものとする。（助成金の請求は事業完了後、かつ令和5年1月1日以降とする。）

なお、助成が決定した場合は、改めて、複数の見積書を取得し、適正な事業実施を行うこととする。

滋賀県共同募金会からのお願い

共同募金は、各地域において地元の商店や企業から法人募金等として、たくさんのご協力をいただいています。こうしたことから、見積り依頼業者は、原則として、地元地域の業者を選定いただきますようお願いいたします。

5. 赤い羽根共同募金の明示について

赤い羽根共同募金は、その「使いみち」について、広く理解と共感を得ることが大切であり、そのためには、その助成事業の内容を寄付者や多くの住民に知っていただく必要がある。

こうしたことを踏まえ、事業を実施するにあたっては、購入備品等には必ず「赤い羽根共同募金の助成事業」であることを明示するとともに、地域住民の方々にも助成の周知を図るため、明示プレートを門扉や屋外フェンス等に掲示することとする。

併せて、ホームページや会報等により広報することとする。

6. 明示費用について

共同募金助成の明示（ペイント）費用については見積書の提示により、別途本会が負担する。車両については5万円、その他の設備・備品等については、3万円を上限とする。

7. 申請について

(1) 別に定める『令和4年度「滋賀の町を良くするしくみ」助成事業申請書』を本会事務局に郵送する。

(2) 申請は1団体1事業とする。

(3) 申請書の提出期限は令和4年5月末までに本会に必着とする。

8. 助成金の決定について

(1) 助成金は、配分委員会等の審議を経て本会が決定し、助成決定者に対し通知する。申請多数の場合は過去の受配状況も考慮する。

(2) 必要に応じて、配分委員会委員によるヒアリング・現場確認の実施、また申請者にプレゼンテーションの実施を求める場合がある。

9. その他

本助成事業の決定を受けた者は、本会が定める「助成事業実施の手引き(事務必携)」に基づき、適正な事業の実施と手続きを行うこととする。

10. 問い合わせ先

社会福祉法人 滋賀県共同募金会

〒520-0044 大津市京町四丁目3番28号（滋賀県厚生会館内）

TEL 077-522-4304 FAX 077-522-4375

E-mail: info@shiga-akaihane.org HP: <http://www.shiga-akaihane.org/>